

# 不祥事件にかかる対応経過と組織再生について

当組合において、令和7年2月および5月に発覚した不祥事件に続き、同年10月、さらなる不祥事件が判明いたしました。短期間のうちに不祥事件が頻発し、度重なる事態を招きましたこと、役職員一同、組織の根幹を揺るがす極めて深刻な事態と重く受け止めております。

本件は、単なる一職員の犯罪に留まらず、地域社会の信頼を基盤とする金融機関として、経営体制の信義に関わる重大な事態であり、組合員の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

役職員一丸となって不退転の決意で組織再生に邁進する決意とともに、本件の対応経過についてご報告申し上げます。

## 1. 事案の概要と事実関係

発覚日	令和7年10月
事件概要	懇意先顧客からの信頼を悪用し、30年以上にわたって継続した着服事案である。主な犯行手口として、顧客から定期貯金の新規開設を依頼された際、正規の手続きを行わず預かった金銭を着服し、その発覚を免れるため、偽造した定期貯金証書を顧客に交付していた。また、顧客から通帳やキャッシュカードを預かり、共有した暗証番号をもとに顧客口座から無断で引出しを繰り返した。
発覚端緒	顧客からの問い合わせ、及びこれに基づく内部調査
当事者の動機	自己の遊興費等の私的流用
被害総額	金78,798,948円
当事者の処分	懲戒解雇

## 2. 被害回復と組織の基本姿勢

地域金融機関としての社会的責任に鑑み、貯金者保護および信用失墜による二次被害を防止するため、早期かつ誠実な解決を最優先とし、全被害者への損害補填を迅速に完了しております。

### 3. 特別調査委員会の調査結果と責任の履行

事案の真因究明および再発防止策の実効性検証を、中立かつ客観的な立場から実施する必要があると判断し、独立した外部専門家（弁護士3名）のみで構成される「特別調査委員会」を設置、3月23日及び5月21日に答申を受理しました。

特別調査委員会では、事実解明と発生原因と問題点の調査分析、被害額の確定を行い、法的責任の検証においては、巧妙な隠蔽を伴う個人の犯罪行為が主因であり、経営陣に法的な「善管注意義務違反」は認められないとの答申となりました。

一方で、金融機関としての社会的責任及び公共的使命に照らせば、組織管理上の「道義的責任」は免れないものと指摘されました。これを受け、理事会において、常勤役員は、社会的信用の失墜に対する「道義的なけじめ」として、その期間（過去10年間）における被害額相当について、自主的な負担の履行を決定しました。これに基づき、道義的拠出金約3,000万円並びに代表理事3名の月額報酬10%を3ヵ月返上しました。

### 4. 当事者への厳正な対処

不祥事を起こした当事者に対しては、懲戒解雇処分に加え、刑事告訴を行うとともに、民事上の債権保全を含む厳格な法的措置と回収を講じてまいります。

### 5. 再生に向けた抜本的改革

不祥事の連鎖を断ち切るため、外部専門家の提言に基づき、以下の改革を断行します。

#### ◆ 不祥事再発防止策の徹底（下記含む全36項目）

- ・類似案件調査の実施（残高確認調査、キャッシュカード・印鑑預かり調査等）
- ・リスク専任担当の設置
- ・各業務リスク調査の実施
- ・役員による支店等巡回
- ・顧客管理に伴う人事ローテーションの徹底
- ・証書式定期貯金の削減
- ・自店検査・内部監査の検証徹底
- ・事業推進上の禁止行為の周知
- ・内部及び外部通報窓口の設置による両立体制の構築

#### ◆ 業務監査支援システムの導入

- ・異常な取引パターンを自動検知するアラートシステムを稼働させ、被検知部署、事業所へのリスクアプローチ監査を実施